

第1 奈良県がん対策推進計画について

1 計画策定の趣旨

がんは、昭和 54（1979）年より、奈良県における死亡原因の第 1 位となっており、年々増加傾向をたどっています。年間約 4 千人ががんで死亡し、総死亡数に占めるがんによる死亡数の割合は約 3 割となっています。

これまで、奈良県においては、平成 21（2009）年 10 月に「奈良県がん対策推進条例」が施行され、同年 11 月には「奈良県がん対策推進計画」（以下「第 1 期計画」という。）を、平成 23（2011）年 3 月には「奈良県がん対策推進アクションプラン」を策定し、「がんによる死者の減少」と「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」を全体目標として掲げ、取組を進めてきました。

第 1 期計画の策定からこれまでの間、がんの年齢調整死亡率（75 歳未満　人口 10 万対）は減少傾向で推移しており、各種取組について一定の成果が上がってきてています。しかし、人口の高齢化に伴って、今後、がんの罹患数、死亡数はますます増加するものと見込まれる中、より一層、がん対策を進めていく必要があります。

こうした中、国では、前基本計画から 5 年が経過し、新たな課題も明らかになっていることから見直しが行われ、平成 24（2012）年 6 月には、平成 24（2012）年度から平成 28（2016）年度までの 5 年間を対象とした「がん対策推進基本計画」が閣議決定されました。

このような状況を踏まえるとともに、奈良県が目指す「健康寿命日本一」の実現に向けて、がんにならない、また、がんになっても安心できる奈良県を目指し、地域が一体となって、総合的かつ計画的にがん対策の取組を進めていくために、第 2 期奈良県がん対策推進計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、がん対策基本法（平成 18（2006）年法律第 98 号）第 11 条第 1 項に規定する「都道府県がん対策推進計画」に当たります。また、健康寿命の日本一達成を目指そうとする「（仮称）なら健康長寿基本計画（現在策定中）」をもとに「奈良県保健医療計画」などの保健、医療又は福祉に関する計画とも整合をとりながら推進します。

3 計画期間

計画期間は、平成 25（2013）年度から平成 29（2017）年度までの 5 年間とします。但し、計画期間内であっても、必要に応じ計画を見直します。